



日本税理士会連合会  
会長 太田 直樹 殿

令和6年6月3日

写

全国青年税理士連盟

会長 富川 和將

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162

## 災害により被害を受けた場合の消費税等に関する 更なる特例措置創設を求める要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

今般、当連盟有志で能登半島地震被災地である珠洲市、志賀町等へ視察に行き、被災地の状況、被災者の声を聞き現在の災害時における税制について検討しました。

法人税、所得税等には災害時に税負担を軽減する制度がありますが、消費税及び地方消費税（以下、消費税等という）には法人税、所得税等に比べ適用できる制度が限られており、申告期限の延長が停止した場合には納税が生じることとなります。

消費税法の仕組み上、人件費や租税公課など、課税仕入れに該当しない経費の割合が大きければ大きいほど、事業者が実際に手元に残っている現預金と納税額は乖離するため、現行制度のままでは納税資金の確保が難しいことが考えられます。

被災した事業者はそもそも生活を再建させるだけでも困難を極める中、事業を再建させるには更なる困難を極めます。であるにもかかわらず、被災前の資産の譲渡等により生じた消費税等の納税は、生活及び事業の再建を一層困難ならしめる結果となります。

また売上規模の比較的小さい事業者については今まで免稅事業者であったにもかかわらず、インボイス制度が導入されたことにより、課税事業者を選択せざるを得ない状況となった事例も多数あります。このような課税事業者にとっても、納税資金を捻出することは生活及び事業再建を行う上で大きな妨げになります。

100年に一度と言われるような大規模な災害が多発している昨今において、被災地の復旧、被災者の事業や生活再建は国内において喫緊の重要な課題の一つです。消費税制度が導入されて35年以上経過し、導入当時に比べ消費税率も高くなった今日においてこそ、被災地の復旧、被災者の事業や生活再建が一日でも早くできるよう、消費税等についても災害時において生活及び事業再建の妨げにならないよう、更なる特例措置の創設を強く要望をいたします。

以上

写

令和 6 年 6 月 3 日

内閣総理大臣  
岸田 文雄 殿

全国青年税理士連盟  
会長 富川 和将  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8  
代々木第 10 下田ビル 7F  
電話 03-3354-4162



## 災害により被害を受けた場合の消費税等に関する 更なる特例措置創設を求める要望書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和 42 年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行なうなど日々活動しております。

今般、当連盟有志で能登半島地震被災地である珠洲市、志賀町等へ視察に行き、被災地の状況、被災者の声を聞き現在の災害時における税制について検討しました。

法人税、所得税等には災害時に税負担を軽減する制度がありますが、消費税及び地方消費税（以下、消費税等という）には法人税、所得税等に比べ適用できる制度が限られており、申告期限の延長が停止した場合には納税が生じることとなります。

消費税法の仕組み上、人件費や租税公課など、課税仕入れに該当しない経費の割合が大きければ大きいほど、事業者が実際に手元に残っている現預金と納税額は乖離するため、現行制度のままでは納税資金の確保が難しいことが考えられます。

被災した事業者はそもそも生活を再建させるだけでも困難を極める中、事業を再建させるには更なる困難を極めます。であるにもかかわらず、被災前の資産の譲渡等により生じた消費税等の納税は、生活及び事業の再建を一層困難ならしめる結果となります。

また売上規模の比較的小さい事業者については今まで免稅事業者であったにもかかわらず、インボイス制度が導入されたことにより、課税事業者を選択せざるを得ない状況となった事例も多数あります。このような課税事業者にとっても、納税資金を捻出することは生活及び事業再建を行う上で大きな妨げになります。

100 年に一度と言われるような大規模な災害が多発している昨今において、被災地の復旧、被災者の事業や生活再建は国内において喫緊の重要な課題の一つです。消費税制度が導入されて 35 年以上経過し、導入当時に比べ消費税率も高くなった今日においてこそ、被災地の復旧、被災者の事業や生活再建が一日でも早くできるよう、消費税等についても災害時において生活及び事業再建の妨げにならないよう、更なる特例措置の創設を強く要望をいたします。

以上

写

令和6年6月3日

衆議院議員

末松 義規 殿

全国青年税理士連盟

会長 富川 和將

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162



## 災害により被害を受けた場合の消費税等に関する 更なる特例措置創設を求める要望書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

今般、当連盟有志で能登半島地震被災地である珠洲市、志賀町等へ視察に行き、被災地の状況、被災者の声を聞き現在の災害時における税制について検討しました。

法人税、所得税等には災害時に税負担を軽減する制度がありますが、消費税及び地方消費税（以下、消費税等という）には法人税、所得税等に比べ適用できる制度が限られており、申告期限の延長が停止した場合には納税が生じることとなります。

消費税法の仕組み上、人件費や租税公課など、課税仕入れに該当しない経費の割合が大きければ大きいほど、事業者が実際に手元に残っている現預金と納税額は乖離するため、現行制度のままでは納税資金の確保が難しいことが考えられます。

被災した事業者はそもそも生活を再建させるだけでも困難を極める中、事業を再建させるには更なる困難を極めます。であるにもかかわらず、被災前の資産の譲渡等により生じた消費税等の納税は、生活及び事業の再建を一層困難ならしめる結果となります。

また売上規模の比較的小さい事業者については今まで免稅事業者であったにもかかわらず、インボイス制度が導入されたことにより、課税事業者を選択せざるを得ない状況となった事例も多数あります。このような課税事業者にとっても、納税資金を捻出することは生活及び事業再建を行う上で大きな妨げになります。

100年に一度と言われるような大規模な災害が多発している昨今において、被災地の復旧、被災者の事業や生活再建は国内において喫緊の重要な課題の一つです。消費税制度が導入されて35年以上経過し、導入当時に比べ消費税率も高くなった今日においてこそ、被災地の復旧、被災者の事業や生活再建が一日でも早くできるよう、消費税等についても災害時において生活及び事業再建の妨げにならないよう、更なる特例措置の創設を強く要望をいたします。

以上

写

令和6年6月3日

財務副大臣  
参議院議員  
矢倉 克夫 殿

全国青年税理士連盟

会長 富川 和將  
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8  
代々木第10下田ビル7F  
電話 03-3354-4162

## 災害により被害を受けた場合の消費税等に関する 更なる特例措置創設を求める要望書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行なうなど日々活動しております。

今般、当連盟有志で能登半島地震被災地である珠洲市、志賀町等へ視察に行き、被災地の状況、被災者の声を聞き現在の災害時における税制について検討しました。

法人税、所得税等には災害時に税負担を軽減する制度がありますが、消費税及び地方消費税（以下、消費税等という）には法人税、所得税等に比べ適用できる制度が限られており、申告期限の延長が停止した場合には納税が生じることとなります。

消費税法の仕組み上、人件費や租税公課など、課税仕入れに該当しない経費の割合が大きければ大きいほど、事業者が実際に手元に残っている現預金と納税額は乖離するため、現行制度のままでは納税資金の確保が難しいことが考えられます。

被災した事業者はそもそも生活を再建させるだけでも困難を極める中、事業を再建させるには更なる困難を極めます。であるにもかかわらず、被災前の資産の譲渡等により生じた消費税等の納税は、生活及び事業の再建を一層困難ならしめる結果となります。

また売上規模の比較的小さい事業者については今まで免稅事業者であったにもかかわらず、インボイス制度が導入されたことにより、課税事業者を選択せざるを得ない状況となった事例も多数あります。このような課税事業者にとっても、納税資金を捻出することは生活及び事業再建を行う上で大きな妨げになります。

100年に一度と言われるような大規模な災害が多発している昨今において、被災地の復旧、被災者の事業や生活再建は国内において喫緊の重要な課題の一つです。消費税制度が導入されて35年以上経過し、導入当時に比べ消費税率も高くなった今日においてこそ、被災地の復旧、被災者の事業や生活再建が一日でも早くできるよう、消費税等についても災害時において生活及び事業再建の妨げにならないよう、更なる特例措置の創設を強く要望をいたします。

24.6.-5

以上  
参議院議員 矢倉克夫

1 政策担当秘書 川人通男

写

令和6年6月3日

衆議院議員

田村 貴昭 殿

全国青年税理士連盟

会長 富川 和將

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162



## 災害により被害を受けた場合の消費税等に関する 更なる特例措置創設を求める要望書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

今般、当連盟有志で能登半島地震被災地である珠洲市、志賀町等へ視察に行き、被災地の状況、被災者の声を聞き現在の災害時における税制について検討しました。

法人税、所得税等には災害時に税負担を軽減する制度がありますが、消費税及び地方消費税（以下、消費税等という）には法人税、所得税等に比べ適用できる制度が限られており、申告期限の延長が停止した場合には納税が生じることとなります。

消費税法の仕組み上、人件費や租税公課など、課税仕入れに該当しない経費の割合が大きければ大きいほど、事業者が実際に手元に残っている現預金と納税額は乖離するため、現行制度のままでは納税資金の確保が難しいことが考えられます。

被災した事業者はそもそも生活を再建させるだけでも困難を極める中、事業を再建させるには更なる困難を極めます。であるにもかかわらず、被災前の資産の譲渡等により生じた消費税等の納税は、生活及び事業の再建を一層困難ならしめる結果となります。

また売上規模の比較的小さい事業者については今まで免稅事業者であったにもかかわらず、インボイス制度が導入されたことにより、課税事業者を選択せざるを得ない状況となった事例も多数あります。このような課税事業者にとっても、納税資金を捻出することは生活及び事業再建を行う上で大きな妨げになります。

100年に一度と言われるような大規模な災害が多発している昨今において、被災地の復旧、被災者の事業や生活再建は国内において喫緊の重要な課題の一つです。消費税制度が導入されて35年以上経過し、導入当時に比べ消費税率も高くなった今日においてこそ、被災地の復旧、被災者の事業や生活再建が一日でも早くできるよう、消費税等についても災害時において生活及び事業再建の妨げにならないよう、更なる特例措置の創設を強く要望をいたします。

以上

## 書留・特定記録郵便物等受領証

(ご依頼主のご住所・お名前)		6月21日午後5-21-8代東京下田ビル7階 全国青年税理士連盟 様	
お届け先のお名前	お問い合わせ番号	申出損害要償額	摘要
岸田文雄 様	313-57 63086-1		
青松義規 様	87-2		
矢倉克夫 様	88-3		
田村貴昭 様	89-4		
日本税理士連盟 太田直樹 様	90-5		
様			簡易書留
様			
様			
様			
様			

【ご注意】

この受領証は、損害賠償の請求をするときその他の場合に必要ですから大切に保存してください。  
損害賠償額は原則として次のとおりです。

- ・一般書留：申出損害要償額欄の記入額(上限 500万円、記入がない場合は10万円)を限度とする実損額です。
- ・現金書留：申出損害要償額欄の記入額(上限 50万円、記入がない場合は1万円)を限度とする実損額です。
- ・簡易書留：5万円を限度とする実損額です。
- ・特定記録：損害賠償はありません。

【配達状況がわかります】

フリーコール 0120-232886  
インターネット <http://www.post.japanpost.jp>



日本郵便株式会社

6.6.3  
12-18